

陸上自衛隊教育訓練研究本部仕様書	
eラーニングコンテンツ作成	仕様書番号
	教訓研本教-18
	作成 令和 6年 6月 14日
	変更 令和 年 月 日
作成部隊等名	教育訓練研究本部教育部

1 総則

この仕様書は、陸上自衛隊教育訓練研究本部が委託するeラーニングコンテンツ作成（以下、「コンテンツ作成」という。）について必要な事項を規定する。

2 コンテンツ作成に関する要求

2.1 内容

本コンテンツ作成は、全陸上自衛官に対して自学研鑽支援を図るため必要な教育資料を、既存の資料（動画を含む）を基に民間企業の有する知識及びノウハウ等を活用してより効率的・効果的なコンテンツを作成するものとする。この際、コンテンツ修正に必要なツール、テキスト等についても取得し、適宜コンテンツ修正ができる態勢を整備する。

2.2 契約相手側に関する条件

契約相手側は応札の条件として、過去に携わった教材開発の事例を3件以上官側に提出すること。

2.3 区分、形式、数量及び納入時期

区分、形式、数量及び納入時期は、表による。

表一 品名、規格・形式、数量及び納入時期

品名	規格・形式	数量 (本)	納入時期
eラーニング 用動画 (『装備改 善業務』)	映像：PPTスライドを基に動画化 (スライド約17枚を動画化) 音声：PPTスライドのノート(原稿：約400 0文字)を基に機械音声を動画に挿入	1本	R6.10.31
eラーニング 用動画 (『分かり 易い作戦術 (入門 編)』)	映像：PPTスライド(約30ページ/本)に講 師講話映像を挿入したものを動画化(約1時間/ 本) 音声：講師講話音声を動画に挿入	1本	
eラーニング 用動画 (『米国の 軍事戦 略』)	映像：PPTスライド(約50ページ/本)に講 師講話映像を挿入したものを動画化(約2時間/ 本) 音声：講師講話音声を動画に挿入	1本	

e ラーニング 用動画 (『理論と 歴史』)	映像：PPTスライド(約22ページ/本)に講師講話映像を挿入したものを動画化(約2時間/本) 音声：講師講話音声を動画に挿入	1本	
<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツ制作過程において、官側への報告書の提出及び対面での打ち合わせを3回以上(基準)行うものとする。 ・コンテンツ作成の基となる資料については、契約締結後、コンテンツ作成基となる資料について官側で著作権の条件をクリアしたものを、官側(教育部作戦運用教育第1室)から交付する。 ・資料の交付時期及び交付要領については、別途調整による。 ・交付したPPT資料は、教育効果の増大を勘案し、必要に応じてデザイン入れや調整等の修正(その場合、編集したデータを官側に提出し、確認依頼を行う)を行う。 ・音声について 発音、イントネーションなどは可能な限り自然なものとし、違和のある箇所すべてに調整を行う。 ・画像制作について 著作権の条件をクリアしたものを使用し、素材サイトを利用した場合はそのサイト名を記載する。 			

2.4 コンテンツ修正に必要なツール、テキスト等

納入されたコンテンツを必要に応じて修正できるよう、コンテンツ修正に必要なスライド、ナレーション原稿データ(PPT及びPDF)及びMP4出力前の動画編集可能なデータをコンテンツ(フルHD(1920×1080), MP4)とともに納入する。

2.5 校正

本コンテンツ作成にあたり、校正を行い、品質の向上・確保を図る。

校正回数については、3回を基準とし、実施時期・細部要領については、官側(教育部作戦運用教育第1室)との調整による。

2.6 その他

契約の相手方は、契約締結後、すみやかにかつ継続的に、官側と調整を行うものとする。

3 品質保証

監督及び検査は、官側が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 秘密保全

- (1) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用、その他への公表などは防衛省の許可なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。
- (2) 契約の相手方は、情報漏洩を防ぐため、プライバシーマークを取得・運営しているものとする。
- (3) 契約の相手方は、必ず窓口担当者を配置し、孫請け、ひ孫請けでの開発を禁止する。

4.2 成果物に対する権利について

成果物に対する内容の加工・編集，引用・配布に関する権利は，陸上自衛隊教育訓練研究本部に属する。

4.3 仕様書に関する疑義

契約の相手方は，この仕様書について疑義を生じた場合，官側に申し出てその指示を受けるものとする。